





三 正当な理由がないのに第二十四条第一項各号の規定による請求を拒んだとき。  
四 前二条の規定による命令に違反したとき。  
五 不正の手段により登録実施機関の登録又はその更新を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第二十八条 登録実施機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録実施事務に関する事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十九条 主務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録実施機関の登録をしたとき。
- 二 第二十一条又は第二十三条の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十七条の規定により登録実施機関の登録を取り消し、又は登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(聴聞の方法の特例)

第三十条 第二十七条の規定による処分に係る聽聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

## 第六章 雜則

(適切な連携)

第三十一条 国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に当たつては、合法伐採木材等への需要の転換に寄与する活動を行う事業者、民間の団体等との適切な連携を図るものとする。

(国際協力の推進)

第三十二条 国は、木材資源の相当部分を輸入に依存する我が国において合法伐採木材等の流通及び利用を促進するためには、原産国においてその法令に適合した森林の伐採が確保されることが重要であることに鑑み、外国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保その他合法伐採木材等の流通及び利用に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告及び立入検査)

第三十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用の確保の状況に係る報告をさせ、又はその職員に、木材関連事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるとする。

第三十四条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。ただし、第七条に規定する指導及び助言に関する事項並びに前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣及び当該木材関連事業者の事業を所管する大臣とする。

第三十五条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。(省令への委任)

第三十六条 第二十七条の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第三項の規定に違反した者

二 第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十八条の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第三十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五百九条の規定 公布の日

第三十八条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する罰金刑を科する。

第四十条 第二十四条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

二 この法律の施行の際現に登録木材関連事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第十三条第三項の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

(検討)

三 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

この法律の施行後六月間は、適用しない。

(施行期日)

一 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第五百九条の規定 公布の日

三 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の記載をし、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第三十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五百九条の規定 公布の日